

東京場外市場出来高

(単位 千株)

| 年 月 | 二十一年 | 二十二年 | 二十三年 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | |
|-------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 出 来 高 | 一〇四 | 二、七五 | 六、八三 | 一〇、〇五 | 四、三〇 | 一四、〇二 | 八、三三 | 五、九二 | 五、九二 | 八、九七 | 七、五九 | 六、四七 | 二、四七 | 二、三五 | 三、二六 |

昭和二十四年一月

一、概 況

昨年末における衆議院の解散により政局は総選挙を中心として活潑な展開を示したが、結局民主自由党の圧倒的勝利並に共産党の予想外の進出と他方所謂中道政治派の凋落とが目立つた。かく一党による政治力の結集は従来に比し比較的政治局の安定を可能ならしめるものと見られているが、他方ロイヤル米陸軍長官を首班としドッジ公使を含む一行の来日が伝えられるほか労資協議会の開催等、経済安定九原則を繞る客観情勢の推移はこれが早急強力な推進の企図を窺わせるものがあり、更に共産勢力の国会進出を考慮すれば今後の成行が注目される。かかる情勢を反映して経済界は安定気構漸く濃厚となり、偶々徴税期に入つたことも加わつて一般に金詰り模様を呈している。

米国予算教書に示された占領地救済復興費は十億三千万弗と本年度に比し相当の減額となつているが、対日救済復興費には大差ないと伝えられる。しかし乍らこれに関する米国議会の審議態度は九原則の具体化に対する我國民の熱意と努力にかゝること大である。

二、生 産

一月中の出炭は二百九十五万八千トンと目標三百三十三万九千トンに対し遂行率九三・六％という甚しい不振で、年度開始以来の目標割れは百二十五万トンに達

するに至つた。かく出炭が低下を極めたのは年頭の正月休暇とその後の労働意欲の低調によるもので、特に北海道の不調は依然として改善されていない。鉄鋼生産は銑鉄目標八万二千トンに対し実績十万六千トン、鋼材目標九万七千トンに対し実績十万八千トンと何れも計画を上廻っているが、銑鉄生産高は終戦後の最高記録なるに対し鋼材は前月より一万八千トンの減産をみた。逐月上昇をみつゝあつた鉄鋼生産が当月稍々停滞を呈したのは正月休みのため鉄鋼向配炭は輸入炭十七万四千トンを含め三十九万三千トンに達し鉄鉱石重油等の原料関係の入荷も引続き円滑であつた。

其他の重要工業の生産状況をみるに化学肥料の生産は硫酸目標六万五千トンに対し、実績八万四千トン、石灰窒素目標一万四千トンに対し、実績二万トン、過燐酸石灰目標九万トンに対し実績九万一千トンと何れも目標を上廻り又石灰窒素を除いてその他は何れも前月の実績を上廻つた。セメント生産は十八万八千トンと前月より二万トンの減産をみたが、之は主として当月の石炭の割当が、二、三月に繰延べられたことによるものである。輸出品の大宗たる綿糸の生産は三千二百十万封度と前月より更に二十八万封度の減産となつたが、これは年初の休暇による操業日数の減少に基くものである。なお月中棉花の輸入は米棉五万八千俵、埃及棉六千九百俵、印棉七百俵、合計六万五千六百俵に達した。逐月上昇しつゝあつた生糸の生産は年初の休暇のため操業日数十七日に過ぎずこのため生産高は八千三百三十八俵と前月に比し五千七百八十俵の激減をみた。

冬期に於ては動力事情の悪化を主因に生産は下降するのが通例であるが、本年度は電力事情の好調、重要原材料の輸入の増大等によつて生産は上昇を続けつゝあつたところ、当月は年末より年初にかけての休暇の連続のために、全体の生産は前月に比しかなり下降をみたのではないかと推測されるが労働日数の減少を考

慮すれば実勢は足踏み状態と思われる。

三、電力・輸送

水力発電は異常に温暖な氣候に恵まれ、出水率は過去六ヶ年平均に対し四八%の増加に加え、火力発電用の貯炭は十二月末に於て既に七十八万一千トン（二十二年十二月末の貯炭は十五万九千トンであつた）に達しており、且つ当月の配炭も二十八万三千トンに達したため、総発電々力量は二十九億三千七百七十九キロワット時と前月には等しく、最濁水期なるにも拘わらず、豊水期に変わらぬ総発電々力量を維持することを得たので全般として電力需給は懸念せられた如き破綻をみることなく推移することを得、重要工場に対しては却つて深夜時に於ける余剰電力の使用が許可された位であつた。

国鉄による貨物輸送実績は一千五十九万トンと目標一千四百四十三万トンを下廻つたのみならず、前月に比し百三十九万トンの激減を示し貨車の運用効率も二三・四%に低落した。かく輸送が減退をみるにいたつたのは、商取引の不活潑のため出荷が鈍化したことにあるとみられる。駅頭在貨もかゝる傾向を映じて二十三年四月三百四十万トンに達していたものが十一月には二百二十万トンになり、当月末には更に百三十万トンに減少をみるに至つてゐる。

海上輸送は前月海員のストライキのために減退をみたが、当月は計画百三十三万トンに対し実績百三十五万トンと前月の実績に比し約二十万トンの回復をみた。今後の海上輸送の増加は、石炭、木材等の重量物資の出荷如何に懸つてゐるといえる。

四、食糧

米の月中供出高は四百三十九万二千石と前月の半分に落ちたが、月末供出累計は三千九万四千石と目標に対し九八・三%に達し、前年同月末の九〇・七%に比しかなりの好成績を示した。当月中目標を完遂せる地方は北海道、秋田、宮城、石川、熊本の諸県をはじめ十二県に達し、これによつて既に目標を達成せる地方は全国で十八県に及んでいる。現在までに目標を完遂せる地方は主として生産地帯であるが、生産県の供出の進捗が目立つて良好なのは、全国的な豊作によると共に、綿製品を主とする報償物資の配給が適期に行われたこと、供出の重要

性が農民に徹底してきたこと等によるものであろう。かく供出は順調に進捗しつつあるが、一層国内の配給食糧を充実せしめるため更に超過供出を要請すると共に、農民に対し農業用の必需資材等の配給を行うことに決したが細目の決定は二月に持越された。前月既に供出を完了した甘藷は当月更に八千七百万貫の供出をみ、月末累計七億七千六百万貫と目標に対し遂行率一一九・七%に達した。右の如く供出は頗る順調であるが、年間を通じた主要食糧の配給内容を出来るだけ均等化するために、当月も穀類十一万五千トン（玄米換算七十五万九千石）に達する輸入食糧の放出をみ、配給操作は円滑に推移した。

五、貿易

輸入は食糧二十億二千六百万円、石油類十一億八千四百万円、繊維類三億三千三百万円、機械金属鉱産物八億八千八百万円、化学農水産品二十一億三千九百万円（内肥料一億六千三百万円）等計六十五億七千万円なるに對し、輸出は繊維製品六十六億六千万円、化学農水産品九億九千九百万円、機械金属鉱産物七億八千万円、雑貨三十億一千八百万円等計百十四億五千三百万円となつており、差引輸出超過は四十八億八千万円と、前月に比し十三億七千五百万円の増加を示したが、此様な現象は前月に比し燃料食糧繊維等の輸入が減少を示した事に基くものである。相手国別に貿易の内訳を見ると、輸入に於ては依然として米國が第一位を占め其輸入総額に対する比率は当月中輸入総額の減少のため相対的に上昇し、六十二%と前月に比し四%の増加を示している。一方、輸出に於ても、米國が第一位で輸出総額に対する比率は二十七%と前月に比し、〇・三%の微騰を示しており、第二位は印度で其輸出総額に対する比率は十六%となつてゐる。

次に貿易資金の動向を見るに収入は輸入品の払下代金六十三億六千三百万円、貿易公團よりの貸付金回収百二十六億二千五百万円（内借替分百三億六千五百万円）等計百九十二億七千万円なるに對し、支出は輸出品買上代金並に輸出諸掛六十三億九千万円（内民間貿易五十億六千万円）貿易公團への貸付金百六十七億九千六百万円（内新規貸付六十四億三千万円）外貨交換用回轉基金への払込五億五千四百萬圓等計二百四十五億八千七百万圓と差引五十三億一千六百万圓の支払超過を示した。

右不足資金を賄う為、月中貿易資金は、日本銀行より六十五億円を借入れた結果、同資金の一月末借入残高は借入限度一杯の二百五十億円となつた。

此様な同資金の急激な資金需要は、民間貿易の予想以上の伸張に因るものであるが、此結果二月以降の同資金の資金繰りは輸出伸張に基く資金需要の増大と、之を賄う資金の借入不能に因り著しく窮屈となる關係上、支出の大部分を占める公団貸付金は、当然縮減を余儀なくされ、之に伴つて輸出品の公団買上の手控えを通じて、輸出産業に対する資金の供給は従来に比しかなり圧縮されるものと予想される。

六、財 政

政府資金の対民間現金収支は、月中収入千五百億円、支出七百八十六億円、差引収入超過二百十八億円と、収支尻は年度開始以来最初の而も巨額の収入超過を示した。但しこの金額中に含まれる郵便貯金収支等の預金部資金収入超過八十二億円、短期証券の対民間償還額九十億円並に復興五分利国庫証券及電話国庫債券の公券代り金収入四十八億円を控除した国の予算に対応すべき財政資金収支尻としては、百七十八億円見当の収入超過となるであらう。

右の如く財政収支は第三・四半期特に前月に於ける巨額の支出超過の後をうけて当月は逆に多額の収入超過に転じたが、この原因は租税及専売益金等の収入は大体例月並の受入を示したにもかゝらず、支出に於て前数カ月来財政支出超過の大宗をなした食糧管理会計収支尻が供米一服による支出激減のため収入超過に逆転したほか、終戦処理費用有鉄道事業会計支出其他大口支払が何れも著しく不振に終始したことにある。即ち主要収支の内容を見るに、収入面に於て租税収入は第三期申告納税分所得税の納入、酒税、物品税の移納等により前月比若干の減少を示したものの月中受入は二百四十六億円に上り、専売益金は主として支出減により同じく若干の減少乍ら例月を若干上廻る成績を示した。一方支出面に於ては上記の如き食糧管理会計収支尻の逆転(収入超過三十九億円)を初めとして、終戦処理費の支払は前月に於ける巨額の前払(概算払)と支払手続の遅延によつて月中三十億円と例月のほぼ半額程度に激減し、又通常四、五十億円に上る国有鉄道事業会計支出超過も工事費支払延滞のため僅かに三億円に止つた。其他主要支出も

公共事業費十三億円、価格調整費五十九億円、社会及労働施設費六億円、地方配付税配付金十八億円等何れも前月に比し大幅の減少を示した。

次に大蔵省調によつて本年度租税徴収成績を見れば、一月末現在徴収額累計は一千九百七十三億円と予算額三千六百六十一億円の六二・四%に及び、前年同期の四七・五%に比すれば相当好調であるが、二月以降になお一千百八十八億円の巨額に達する未徴収額が残されており、而もこのうち金額の最も大きな申告納税分所得税の徴収率は僅かに四二%に過ぎない(本税の未徴収額七百九億円)。

一月末現在租税実績

(単位百万円、大蔵省調)

| 区 分 | 二十三年度 | 二十四年一 | 同上徴収率 | |
|----------|--------|----------------|--------|---------------|
| | 予算額(A) | 月末徴収額 累計(B) | (B/A)% | 前年度同期 徴収率% |
| 所得税 | 一八、四六八 | 一〇、四四〇 | 五七・三 | 四三・三 |
| 源泉徴収分 | 六、二七二 | 五、七三二 | 八七・七 | 九三・九 |
| 申告納税分 | 一三、一九七 | 五、三三八 | 四三・〇 | 二・三 |
| 法人税 | 一八、〇五六 | 一四、五二七 | 八〇・四 | 五二・一 |
| 酒 税 | 四、七六六 | 三、四五六 | 七五・〇 | 四七・九 |
| 織物消費税 | 一〇、〇九〇 | 七、四五六 | 七三・九 | 七五・〇 |
| 物品税 | 一七、五〇八 | 一、六九九 | 六六・八 | 六〇・〇 |
| 取引高税 | 三、四〇〇 | 九、六二九 | 四五・〇 | 六〇・〇 |
| 印紙収入 | 四、六四〇 | 三、二九七 | 七二・一 | 六〇・五 |
| 其他 | 一五、一五九 | 一一、三四二 | 七四・八 | 六〇・五 |
| 租税及印紙収入計 | 三六、〇九七 | 一九、三三六 | 六二・四 | 四七・五 |

七、金 融

当月財政資金収入超過百七十八億円の資金は、復興五分利国庫証券及電話国庫債券の市中公募代り金四十八億円、及び日本銀行の食糧証券引受超過八十八億円(引受手取五百二十九億円、償還四百四十一億円)政府貸上金純増六億円(借入百七十五億円、返済百六十九億円)等の資金と合して、日本銀行に対して二百二十億円に上る大蔵省証券の償還を行った他、預金部並に市中金融機関に対しても夫々三億円、九十億円の食糧証券を償還した。なお当月薪炭証券は二十二億円発行さ

れたが(引受先日本銀行二十億圓、預金部二億圓)、同額償還されたので政府資金線には影響なかつた。

全国銀行勘定貸出は終戦後初めて一億五千万圓の減少を示したが、之は年末決済資金の回収が順調であつた上、經濟安定九原則を中心とする新情勢と預金の伸び悩み状況に鑑み銀行の融資態度が益々慎重化し、貸出先の厳選、既往融資の回収に努めていることによるもので、特に十一大銀行に於ては此の傾向が著しく貸出減少額は十二億圓に上つた。右に伴い日本銀行の融資斡旋額も四十七億四千万圓と前月に比し七十八億圓を減少した。かかる貸出の減少は一般市中の金語りを一段と激化せしめているが、特に石炭関連産業の金語りは炭鉱の未払金増嵩の爲め極めて深刻なるものがある。尚右の如き貸出の減少にも拘らず、市中銀行の復興五分利國庫証券の引受は四十五億圓に上り、且預金も減少を示した爲め、日本銀行の市中銀行に対する貸出は二十四億六千万圓の増加を示し、又日本銀行の市中銀行よりの短期政府証券、復興金融債券の買入超過額も五十二億圓に達した。

復興金融庫の貸出増加額は六十七億五千万圓と前月の増加額八十五億二千万圓に比し十七億七千万圓を減少した。右の内設備資金の増加額は五十四億三千万圓と前月の増加額に比し三十四億九千万圓を減少したのに反し、運転資金は前月末に比し十三億二千万圓の増加を見たが、之は主として配炭公団に対する認証手形決済資金の融資をみた結果である。貸出増加額の内訳を業種別にみると、鉱業の十七億七千万圓(内石炭十七億圓)、公団の十五億七千万圓、電気業の十一億九千万圓等が主なるものである。右の貸出増加額を賄う爲め前月同様八十億圓の復興金融債券が新規に発行されたが、右の内市中消化は三十三億九千万圓(四二・三%)と前月に比し二十六億二千万圓を減少し、日本銀行引受は四十六億一千万圓(五七・七%)に上つた。又本月中に於ける復興金融債券の償還は合計三回六十九億圓であつたが、内市中償還は五十億二千万圓、日本銀行に対する償還は十八億八千万圓である。而して之が償還資金として同額の復興金融債券が発行されたが、その引受状況は市中十七億四千万圓(二五・二%)、日本銀行五十一億五千万圓(七四・八%)であつた。かくて本月中に発行された復興金融債券百四十九億圓の内市中により消化せられた分は五十一億三千万圓(三四・四%)と前月より十億

八千万圓を減じ、日本銀行引受分は九十七億七千万圓(六五・六%)と前月に比し十九億八千万圓を増加した。

全国銀行の同業者預金を除く預金は月中二十四億三千万圓、十一大銀行のそれは四十六億一千万圓の各減少を示したが、之は徴税の強化、政府支払の不伸、旧正資金の引出等の原因の外、主として年初に於て未決済手形、小切手を引落したことに基くもので、一月四日に於ける東京手形交換所の交換高は二百十五億一千万圓に上つた。尚当月に於ける全国銀行の月末手持小切手、手形は前月末に比し四十七億圓を減少している故、之を考慮すれば実質的には預金は月中二十億圓程度の純増を示したものと推定される。

農業協同組合預金は供米が峠を越した上、納税資金、生活費、旧正資金等の引出が相次いだ爲め、早くも月中十五億圓の減少を示すに至つた。かかる農業協同組合の預金減少を反映し、農林中央金庫の資金繰も繁忙に転じたが、之を同金庫の主要勘定を通じて見るに、受入は食糧管理及び薪炭需給調節特別会計よりの前渡金百五十八億圓、貸出金回収超過九億圓計百六十七億圓に対し、支払は食糧及び薪炭代金二百四十一億圓、預金減少十二億圓計二百五十三億圓に上り差引不足額八十六億圓は日本銀行よりの借入金増加六十八億圓、復興金融債券及び食糧証券の日本銀行への売却超十六億圓で賄つた。

尚予て問題となつていた融資準則の改訂は十日より実施されたが、今回の改正は目下作成中の日本經濟復興計画と睨み合わせ、特に輸出産業、重点産業の関連産業、原料の輸入により生産の再開又は増加の確実な産業、生活必需物資関係産業に重点を置き、従来甲一、甲二、乙、丙の四段階を甲、乙、丙の三段階とすると共に、運転資金に付ては信用取引の育成強化を図る建前上資金調達の手段又は態様、資金の目的又は性質等により順位を附することを原則とし、これに依じて一定の優遇手形による資金の融通は甲、右の手形決済の爲め必要已むを得ない資金の融通は乙、大蔵大臣の指定する物資の集荷の爲め必要な資金の融通は甲又は乙とし、右により難い場合に於てのみ貸出優先順位表の順位によらしめることとした。

三十一日總司令部は目下進行中の經濟再建計画の促進を助ける爲めの追加措置

として一定の制限の下に証券取引所の再開を近く許可するであろうと発表した。之により昭和二十年八月十日立会停止をみて以来閉鎖せられていた市場も新証券取引法の下に再開の準備を整えることとなつた。従来証券取引所が再開せられなかつた主要な理由である占領政策の我が国経済に与える影響の明かでないことと経済界の不安定等の諸事情も漸次解消し、更に証券市場を通ずる長期産業資金の調達、証券民主化の促進を必要とすべき現在、取引所再開の準備が許されたことは適切な措置であり、之により公正なる株価の形成と流通の円滑化が期待されよう。

八、通 貨

旧臘大幅に膨脹した日本銀行券は、年明後年末資金の回帰順調、政府資金引揚の伸長、供米代金支払の減少等により、収縮を続け、五日には三千五百億円を、七日には三千四百億円を、更に十四日には三千三百億円を割り、二十一日には三千二百三十五億円と月中の最低を記録した。斯くて収縮に転じた前月三十一日以来の日本銀行券の発行減少額は四百四十四億円に達し、前月の最低発行高と最高発行高との差額(発行増加額)に対する比率(還流率)は六十一%と昨年一月の還流率二十八・四%を遙かに上廻つた(昨年の還流率算定の場合分母とした発行増加額は前年十一月末と十二月中最高発行高との差額に拠つたが本年の還流率を之と同一の方法で算定すれば六十・七%である)。右は外見上昨年比して本年が経済平常化へ向い前進したことを示すものではあるが、戦前(昭和九—十一年平均)に於ける年初の還流率九十六・四%には遠く及ばざるのみならず、日本銀行券の収縮上徴税が有力なる原因となつていふことも看過し得ない現象である。下旬に入り恒例の月末資金の外旧正資金等現金需要増加し、二十二日以降出超に転じたが、結局月中を通じて百三十七億円の収縮となつた。此の原因を主として日本銀行勘定に依拠して分析するに、民間関係では六十億円の増発なるに対し、財政関係で百九十七億円減少したものと推定される。尚月中の日本銀行券の出入超状況は日本銀行本支店別に見るに、五大都市(本店、大阪、名古屋、京都、神戸)で月中収縮額百三十七億円の約六割を占めている一方、東北、四国、九州地方では逆に出超を示したことが注目される。前者は主として年末農村方面に流出した銀行券

の都市還流、商工業者の申告納税の進捗等に因るものと思われ、後者は農家の旧正資金手当のための預金引出と農業所得税申告納税の未だ本格化せざることに基くものである。

九、物価・賃銀

日本銀行調東京卸売物価指数並に東京小売物価指数(主として公定価格に基いて作成せられたもの)は前月に比し夫々一・五%及び三・八%の騰貴を示した。小売物価指数が前月中の騰貴率〇・六%をかなり上廻つたのは砂糖、煙草等の公定価格改訂と野菜類の季節的公定価格引上げとによるものである。

次に同じく、日本銀行調による東京闇物価指数は、生産財において〇・六%の低落を示し、消費財においても〇・八%の微騰に止まつた。前月十二月の東京闇物価指数が生産財〇・五%、消費財二・七%の騰貴を示したのに対比すれば当月の闇物価指数変動率は何れも右を下廻つており之は政府支払の抑制、徴税の強行、貸出の引締め等による一般的金詰りを反映したものと思われる。

次に東京都労働基準局調による男子工業労働者平均賃銀は、八千四百六十円と前月に比し十五・七%と大幅の低落を示したが、之は前月の平均賃銀が賞与、越年資金等の支給により一時的に膨脹した関係によるものである。之を昨年十一月に比すれば八・五%の上昇に当るが、昨年十一月の平均賃銀が九月末に比して十四・八%の上昇率を示しているのに対比すればその騰勢は鈍化を示していると認められる。

昨年十二月提示された経済安定九原則の実施に当つては、健全財政、健全金融の確立を図ると共に、国民が一体となつて生産増強の実をあげなければならぬが、この為めには生産を阻害する従来の如き労資間の頻繁な紛争は最早許されず両者の協調が強く要請せられるに至つたので、当月二十七、八両日に亘り総司令部主催の下に労資各代表会合して労資協議会が開かれた。この協議会において労資間に意見の一致を見た主なる結論は次の如くである。

- (一) 賃銀は企業三原則を厳守することによつて安定させるべきこと。
- (二) 賃銀と生産は直接関連がなければならないこと。
- (三) 労働者は生活の困難を忍んで経営者に協力すること。

(四) 経済安定計画の実行に当つては犠牲を公平に分ちあつて労働者だけにすべての犠牲を負わせてはいけなことを。

(五) 経済安定九原則の実施に当つては広範囲の失業を避けるためあらゆる努力を払ふこと。

(六) 生産増加のための労資合同協議会を設置すること。

(七) 増産による利潤の一部は、施設の修理、改善に充てられるべきこと。

十、民間投資に関する新規則の発表

我国経済の復興を促進するため予てより民間外資の導入が要望されていたところ、十四日米陸軍省と総司令部より我国に於ける外国事業活動の拡大を規定した新規則が発表されたが、これによつて外国人は今後我国の経済復興に寄与するよりな一定限度内の投資を行い、事業資産を取得することが出来るようになった。右発表の主たる内容は次の通りである。

- (一) 資産取引を除き商業上の入国者に日本国民及び日本商社と平等無差別の地位を与える。
- (二) 非日本人ないし外国人が支配する商社に対しては特定の事業活動に従事する簡単な内容の許可が総司令部から与えられる。勿論右商社は日本での経済活動に関する総司令部と日本政府の一般法規に従わねばならない。
- (三) 戦前日本で持つていた利権の返還を受ける資格のある入国者は新しい部門の事業活動を行う場合は別として、戦前の事業活動を再開するに当つては右の許可を必要としない。
- (四) 許可の基準はその活動が外国為替上の日本の立場を改善するか、日本の経済復興の助けとなるかどうかという点のみである。
- (五) 実際に使用する居住用財産の取得、賃借、商品の取得、短期の事業上の賃借権については許可ないし特別の確認を要しない。なお商業目的のために不動産を取得する場合には総司令部と日本政府の確認を要する。
- (六) 株式、利潤分配に関する権利等の財産権取得についても同様確認を要する。

而して右に関する日本政府の確認は自由に自ら法定出来るが、その際これが日本経済にとつて好ましいこと、詐欺脅迫によらざること、占領政策に悪影響なきことを証明しなければならぬ。(日本側の確認機関として経済安定本部総務長官を委員長とする外資委員会が設置される予定である)又総司令部の行う確認に關しては外国投資委員会の設置と確認基準の制定とを見ることとなつては、十七日総司令部より右に關する発表が行われた。これによれば委員会は経済科学局長を委員長とし七名の委員によつて構成されることとなつては、確認の目的として日本経済の速かな復興を援助促進し、占領期間中日本の天然資源を保全するため必要な保護を与え、健全な國際的平時的經濟の回復を刺戟することが明らかになつては、更に確認基準の中最も重要な点を摘記すれば、

- (一) 投資又は財産取得が、継続居住者の現事業継続のため必要なこと、或は日本の為替上の地位を有利にすること、又は日本経済の再建に積極的に寄与すること等の立証を要する。
- (二) 短期貸借契約等他の手段を以てしては所期の目的を有効に達成し得ないことの立証を要する。
- (三) 投資の目的に円を使用する場合には当該円が適法に取得されたものであること等を示さねばならない。
- (四) 取得契約の条件は総て日本側売却者株主又は企業にとり公正であることを要する。
- (五) 既存の日本側企業への投資は当該企業の資産増加となる場合に限る。右に述べた外資導入に關する新措置は弱体化した我国經濟の保護に充分考慮を払いつつ、自立經濟達成を促進するものであつて我国經濟の復興のため真に機宜を得たものとして一般に歓迎されるところであるが、各界共手放しの樂觀を慎しみ国内經濟体制の整備、インフレーションの収束、為替レートの決定等山積せる問題の解決が前提条件であるとしてはいる。

【前記計表以外は七二七ページ参照】